

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 15 年 11 月 10 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。平成 16 年広島県条例第 13 号による一部改正前のもの。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、平成 15 年 11 月 6 日付け東広建竹第 193 号の行政文書部分再開示決定通知書が決定されるに至った判断及び法的根拠について記載されている起案文書（以下「行政文書部分再開示決定起案文書」という。）、広島県情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。）に諮問しなかった経緯（以下「本件対象文書 1」という。）及び平成 15 年 8 月 25 日付け東広建竹第 42 号の行政文書部分開示決定通知書が不合法であったことを謝罪しない根拠（以下「本件対象文書 2」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、行政文書部分再開示決定起案文書については、「行政文書部分再開示決定通知に係る起案文書」を特定の上、開示文書中に条例第 10 条第 2 号に該当する情報が含まれていることを理由に、行政文書部分開示決定を行い、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 については、不存在を理由とする不開示決定（以下、本件対象文書 1 に対する処分を「本件処分 1」、本件対象文書 2 に対する処分を「本件処分 2」という。）を行い、それぞれ平成 15 年 11 月 25 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 15 年 12 月 21 日、本件処分 1 及び本件処分 2 を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分 1 及び本件処分 2 を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 通常であれば、平成 15 年 9 月 1 日付け異議申立書（以下「別件異議申立書」という。）の提出を受けて、情報公開審査会への諮問の要否を検討しているはずであり、その時点で諮問しなかった経緯を記録した文書が全くない

とは考えられない。したがって、情報公開審査会へ諮問すべきところをあえて諮問しなかった根拠を記載した文書を速やかに開示するよう要求する。

- (2) 理由説明の内容から判断すると、①異議申立人から提起された平成 15 年 9 月 1 日付け異議申立て（以下「別件異議申立て」という。）により、不開示情報の一部に開示すべき情報があったという事実が判明したことから、広島県がその事実（条例の趣旨を逸脱し、異議申立人への情報不開示を画策した事実）を情報公開審査会に対して隠匿するため、②別件異議申立書を受理しても、条例に基づいて速やかに情報公開審査会に諮問せず、③平成 15 年 11 月 6 日付け行政文書部分再開示決定（東広建竹第 193 号。以下「別件再開示決定」という。）をもって、平成 15 年 8 月 25 日付けによる行政文書部分開示決定（東広建竹第 42 号。以下「別件部分開示決定」という。）の不当性に係る追及を逃れようという意思のもとに、平成 15 年 11 月 12 日付けで情報公開審査会へ諮問したものと史料される。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分 1 及び本件処分 2 を行った理由は、おおむね次のとおりである。

別件部分開示決定について再検討した結果、不開示情報の一部に開示すべき情報があったことが判明したため、別件再開示決定を行った。

また、異議申立人から提起のあった別件異議申立てに対しては、条例第 18 条により、平成 15 年 11 月 12 日付けで情報公開審査会へ諮問した。

しかしながら、別件再開示決定の通知を受けた異議申立人は、その時点においては、情報公開審査会への諮問については通知を受けていなかったため、情報公開審査会へは諮問されないものと判断し、平成 15 年 11 月 10 日付けで本件請求を行ったものと思われる。

したがって、異議申立人の主張する「情報公開審査会に諮問しなかった」事実はなく、文書隠匿の事実もない。

なお、別件部分開示決定に係る謝罪に関する文書は作成していない。

以上のとおり、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 は存在しないことから、条例第 7 条第 2 項により行政文書不存在通知を行ったものである。

第 5 審査会の判断

1 本件請求に至る経緯について

本件対象文書 1 は、別件異議申立てについて、情報公開審査会に諮問しなかった経緯に関する文書であり、本件対象文書 2 は、別件部分開示決定が不適法であったことを謝罪しない根拠に関する文書である。

当審査会で確認したところ、本件請求に至るまでの経緯は、次のとおりである。

- (1) 平成 15 年 8 月 10 日付けで、異議申立人から実施機関に行政文書の開示が請求された。
- (2) (1) について、実施機関では、別件部分開示決定を行った。
- (3) (2) について、異議申立人から、別件異議申立てが提起された。
- (4) 実施機関において、別件部分開示決定について再検討したところ、不開示情報の一部に開示すべき情報があったことが判明したため、別件再開示

決定を行った。

2 本件処分1について

- (1) 実施機関は、「再開示決定の通知を受けた異議申立人は、その時点においては、情報公開審査会への諮問については通知を受けていなかったため、情報公開審査会へは諮問されないものと判断し、平成15年11月10日付けで行政文書開示請求を行ったものと思われる。」とした上で、別件異議申立てについては、同年11月12日付けで情報公開審査会に諮問したため、異議申立人の主張する「情報公開審査会に諮問しなかった」事実はなく、本件対象文書1を作成していない旨を説明する。

当審査会で確認したところ、別件異議申立てについては、同年11月6日に情報公開審査会への諮問の起案を行い、同月11日に決裁を受け、翌12日に施行（諮問）していることが認められた。このことから、実施機関が説明するように、仮に異議申立人が、別件異議申立てが諮問されることを知らなかったために、実施機関が諮問しないこととしたと判断して、その経緯に関する開示請求を行ったということだとしても、結局、実施機関は諮問したのであるから、諮問しなかった経緯について記録した文書が存在しないというのも当然である。

- (2) もっとも、異議申立人が、異議申立書で「通常であれば、平成15年9月1日付け異議申立書の提出を受けて、情報公開審査会への諮問の可否を検討しているはずであり、その時点で諮問しなかった経緯を記録した文書が全くないとは考えられない（略）」と述べていることからすると、別件異議申立てについて、異議申立てのあった時点で実施機関が情報公開審査会に諮問しなかった経緯を記録した文書の開示を求めたものとも考えられる。

実施機関の説明を総合すると、別件異議申立ては平成15年9月1日付けで提起されたが、その原処分である別件部分開示決定について再検討した結果、不開示情報の一部に開示すべき情報があったことが判明したため、別件再開示決定を行い、同日付けで情報公開審査会への諮問の起案をしたということである。

情報公開審査会への諮問については、条例第18条第1項の規定により、不服申立てがあったときは、速やかに情報公開審査会に諮問することとされているが、原処分で不開示とした情報のうち、開示できる部分があるのであれば、それを開示した上で、実施機関が争う部分を明確にしてから情報公開審査会に諮問すべきであるから、追加の開示決定の整理に時間を要したというのも理解できる所であり、諮問が遅れた経緯を記録した文書を特段作成していなくても不自然ではない。

- (3) 上記のことから、実施機関が本件対象文書1について、不存在としたことは妥当である。

3 本件処分2について

実施機関が別件部分開示決定について不開示とした部分の一部を平成15年11月6日付けで開示したが、特段異議申立人に謝罪していないことから、異議申立人は本件対象文書2の開示を請求したものと思われる。

本件処分2について、異議申立人は異議申立書及び意見書において何ら主張

しておらず、異議申立ての理由は明らかでない。

もっとも、別件部分開示決定について異議申立人に謝罪しない根拠が記載されている可能性がある文書としては、別件再開示決定の起案文書が考えられるが、当審査会において、当該起案文書を見分したところ、そのような記載はなかった。

したがって、本件対象文書2が不存在であるとする実施機関の説明は不自然ではない。

以上のことから、本件対象文書2を保有していないため、不存在を理由として不開示とした本件処分2は妥当である。

4 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 6	・ 諮問を受けた。
16. 3. 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 11. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17. 11. 18	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 3. 27	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 4. 24	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 6. 26 (平成 24 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
24. 7. 27 (平成 24 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授